

共愛学園前橋国際大学における公的研究費の使用に関する行動規範

平成 28 年 3 月 25 日制定

この行動規範は、公的研究費（注）を使用する上での本学の教職員としての取組の指針を明らかにするものである。

1. 公的研究費の使用に当たっては、資金配分機関が定める各種規則及び本学が定める規程等の使用ルール、その他関係する法令、規程等の理解に努め、それを遵守すること。
2. 公的研究費の原資は、主に国民の税金であることを認識し、その使用に関する説明責任を果たすものとして行動すること。
3. 研究者は、研究計画に基づき、公的研究費の計画的かつ適正な使用に努めること。
4. 公的研究費の不適切な使用が当事者のみの問題にとどまらず、本学におけるすべての教育研究に対する深刻な影響、更には研究費の使用そのものに対する国民の不信等を招く重大な事態であることを十分に自覚し行動すること。

この行動規範の改廃は、教授会の議を経て理事会が行うものとする。

（注）ここでいう「公的研究費」とは、国や地方自治体、独立行政法人等の公的資金配分機関から交付される競争的な公募型の研究資金をいう。